



国民年金学生納付特例申請について

学生納付特例制度により、平成29年度に保険料納付を猶予されている方で、平成30年度も引き続き在学予定の方へ、3月下旬に基礎年金番号などが印字されたはがき形式の学生納付特例申請書が日本年金機構から送付されます。

同一の学校に在学されている方は、このはがきに必要事項を記入し返送いただくことにより、平成30年度の申請ができます。(この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です。)

なお、平成30年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望される場合は納付書を送付いたしますので、お手数ですがお近くの年金事務所にご連絡ください。

平成30年度における国民年金保険料の前納額について

国民年金においては、一定期間の保険料をまとめて納めることにより保険料が割引となる「前納制度」があります。

- (1) 6か月前納の場合の保険料額 (平成30年4月から平成30年9月分の保険料または、平成30年10月から平成31年3月までの保険料)
 - ・口座振替の場合 96,930円 (毎月納める場合より 1,110円の割引)
 - ・現金納付の場合 97,240円 (毎月納める場合より 800円の割引)
 - (2) 1年前納の場合の保険料額 (平成30年4月から平成31年3月分までの保険料)
 - ・口座振替の場合 191,970円 (毎月納める場合より 4,110円の割引)
 - ・現金納付の場合 192,600円 (毎月納める場合より 3,480円の割引)
 - (3) 2年前納の場合の保険料額 (平成30年4月から平成32年3月分までの保険料)
 - ・口座振替の場合 377,350円 (毎月納める場合より 15,650円の割引)
 - ・現金納付の場合 378,580円 (毎月納める場合より 14,420円の割引)
- ※クレジットカード納付の前納の保険料額は、現金納付と同じ金額になります。

【前納のお申込みについて】

- 前納制度を利用するには、年金事務所に申出を行う必要があります。
- 手続などの詳細につきましては、日本年金機構ホームページをご覧ください。か、年金事務所にお問合せください。(URL: <http://www.nenkin.go.jp/>)

【お問合せ】 住民福祉課 住民係 担当：宮澤

東北一斉 B型肝炎訴訟 無料電話相談会のお知らせ

B型肝炎被害対策東北弁護団が、B型肝炎訴訟について、弁護士による無料電話相談を行います。

電話相談番号 022-721-8063 (通話料がかかります)

- 日時 平成30年3月19日(月) 午前10時～午後7時
 - 対象 B型肝炎患者またはそのご家族 (患者が亡くなっている場合は、その相続人)
- 【お問合せ】 B型肝炎訴訟東北弁護団事務局 (小野寺友宏法律事務所)
☎0120-76-0152